

船舶事故等調査報告書

平成23年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第11号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年12月10日 05時45分ごろ	
発生場所	阪神港大阪第3区 大阪府大阪市所在の大阪北港口防波堤灯台から真方位107°3,240m付近 (概位 北緯34°38.6′ 東経135°26.9′)	
事故等調査の経過	平成23年1月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第一協同丸、199.36トン 115782、朽木協鐵輸送株式会社 B 引船 第三春日丸、16.79トン 280-14466大阪、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、六級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷船首部に凹損及び擦過傷 B 左舷船首部に亀裂を伴う凹損	
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、船長Aが船橋当直に当たって手動操舵により約9ノット（kn）の速力で前方の停泊船に注意を向けて南西進中、B船は、船長Bほか1人が乗り組み、船長Bが船橋当直に当たって手動操舵により約3knの速力で船首方の船だまりを見ながら東進中、平成22年12月10日05時45分ごろ、阪神港大阪第3区において、A船の右舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、阪神港大阪第3区を南西進中、船長Aが、前方の停泊船に注意を向けていたことから、適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。 B船は、阪神港大阪第3区を東進中、船長Bが、船首方の船だまりに注意を向けていたことから、適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、阪神港大阪第3区において、A船が南西進中、B船が東進中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	